Panasonic

パナソニックEW友の会

チェーン店会員様福祉制度（代理店団体保険他）の規約

このたびはパナソニックEW友の会チェーン店会員様福祉制度にご加入いただきありがとうございました。
本制度は次のような取り決めになっていますので保険金等のご請求の場合、必ずご一読いただきますようお願いいたします。

パナソニックEW友の会

パナソニックEW友の会チェーン店会員様福祉制度の規約

1. 目 的

この制度は、パナソニックグループの取引先代理店の取引先チェーン店の店主及び従業員の福祉の増進をはかることによってチェーン店の一層の繁栄を期することを目的としています。

2. 制度の構成

この制度はチェーン店の店主および従業員を対象として次の4つの制度をもって構成します。

1. 死亡保険金制度
2. 高度障害保険金制度
3. 入院見舞金制度
4. 結婚祝金制度
5. 出産祝金制度

3. 加入資格

この制度の加入者は、パナソニックグループと取引関係を有する代理店の推薦するチェーン店（以下チェーン店と称します）の店主ならびにそのチェーン店と正規に雇用契約を結んでいる方とします。ただし、新規加入（増額）時において、次のいずれかに該当する場合は加入（増額）できません。

1. 満14歳6ヵ月以下の方および満60歳6ヵ月を超えた方。
   （ただし前年より継続加入されている場合は、増額できませんが最高3口の範囲内で満65歳6ヵ月まで継続できます。
2. 申込日から過去1年以内に下記の病気やケガで手術を受けたこと、または継続して14日以上入院をしたことがある方。
   〈病気・ケガの例示〉

心臓病（心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症）、高血圧症、脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血）、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病（肝炎、肝硬変）、腎臓病（腎炎、ネフローゼ、腎不全）、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

3. 申込日から過去1年以内に上記の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがある方。

この項に該当する方が加入（増額）し、その罹病または受傷により死亡、傷害または入院した場合には保険金・見舞金（増額の場合は増額分の保険金・見舞金）は支払われません。

4. 加入口数

この制度の加入口数は5口を限度とし、1口から5口の範囲で自由に選択加入することができます。（ただし61歳以上の方は、1人当たり1口～3口までです。）

5. 加 入

3 の資格を有する方は、毎年更新時に所定の加入手続をとることにより加入することができます。

6. 指定代理店の選定

この制度に加入されるチェーン店は取引代理店の中からあらかじめ本制度お取扱代理店1店をご指定いただき、以後すべての事務手続きは指定代理店を通じて行うものとします。

7. 重複加入の禁止

他の取引代理店と重複して加入できません。万一、重複して申し込まれた場合でも、保険金・見舞金・祝金は重複してお支払いできません。

8. 期 間

この制度の期間は本年8月1日より始まり、翌年7月末日をもって終了します。

9. 加入口数の変更

この制度は毎年所定の期日に加入口数変更手続きをとることによって、3. 及び4. の範囲で口数を変更することができます。

10. 脱 退

加入者が、次の各号の1つに該当したときは、その月をもってこの制度から脱退します。

1. 加入者が退職・死亡または高度障害の状態になられたとき。
2. 加入者が満65歳6ヵ月を超えたとき。
   （65歳6ヵ月に達した直後の加入期間満了日をもって脱退となります。）
3. 加入者の所属するお店がチェーン店でなくなったとき。
4. 加入者が継続加入の手続きを所定の期日までに完了されなかったとき。

11. 加入料

この制度の加入料は加入者1名につき次の通りとし、前納制とします。加入料の払込みは加入申込書とともに指定代理店へお渡しください。

口数	1口	2口	3口	4口	5口
年額	2,800円	5,600円	8,400円	11,200円	14,000円

また、パナソニックEW友の会は別途に保険料の一部と事務費を援助負担いたします。入院見舞金はパナソニックEW友の会が規定金額を負担します。

12. 加入料の不返還

お納めいただいた加入料は、加入又は更新日以降脱退などの理由がある場合でも払い戻しいたしません。

13. 効力の発生

この制度は効力は毎年更新日より発生します。

14. 死亡保険金または高度障害保険金のお支払い

加入者が加入期間中に死亡または高度障害の状態になられたときは死亡保険金または高度障害保険金として加入口数1口当り100万円をそれぞれの受取人にお支払いします。

15. 入院見舞金のお支払い

加入者が病気・ケガ等により5日以上入院されたときは、入院日数と加入口数により、別表2の通り、入院見舞金をお支払いします。

16. 結婚祝金のお支払い

加入者が結婚されたときは、口数に関係なく一律2万円の結婚祝金をお支払いします。

17. 出産祝金のお支払い

加入者にお子様が誕生されたときは、口数に関係なくお子様1人当たり一律1万円の出産祝金をお支払いします。

18. 保険金・見舞金・祝金の受取人

高度障害保険金の受取人は加入者とします。加入者が死亡の時は労働基準法施行規則第42条～第45条に定める順位によりお支払いします。(配偶者、子、養父母、実父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順)なお、同じ順位の方が2人以上あるときは代表者1人を定めていただき、この方に受取人の代理をしていただきます。

ただし、結婚祝金・出産祝金・入院見舞金の受取人は上記によらず加入者本人とします。

19. 請求手続とお支払い

1. 保険金・入院見舞金の請求
   この制度の加入者または18. の受取人は保険金・見舞金の受取事由が発生したときは指定代理店に連絡し、請求に必要な書類を取りそろえ、パナソニックEW友の会事務局にその都度請求するものとします。保険金・見舞金は特別の事情がない限り請求に必要な書類がパナソニックEW友の会事務局に到着してから1ケ月以内を目安に受取人にお支払いします。
2. 結婚祝金・出産祝金の請求
   加入者が結婚・出産されたときは請求に必要な書類を取りそろえ、パナソニックEW友の会事務局にその都度請求するものとします。結婚・出産祝金は会員または会社にお支払いします。

20. 請求に必要な書類

請求に必要な書類は次の通りです。

1. 死亡保険金請求の場合
   ①保険金・給付金請求書(所定用紙)……1通
   ②死亡診断書または死体検案書……1通
   ③加入者と受取人の戸籍抄本
   (加入者を抹消してあるもの)……1通づつ
   ④不慮の事故による場合には事故証明
   事故状況報告書(所定用紙)……1通
   ⑤受取人が複数の場合には代表受取人
   選任届(所定用紙)……1通
   ⑥受取人の印鑑証明書……1通
   ⑦脱退通知書
2. 高度障害保険金請求の場合
   ①保険金・給付金請求書(所定用紙)……1通
   ②障害診断書(所定用紙)……1通
   ③不慮の事故による場合には事故証明
   事故状況報告書(所定用紙)……1通
   ④受取人の戸籍抄本……1通
   ⑤受取人の印鑑証明書……1通
   ⑥脱退通知書
3. 入院見舞金請求の場合
   退院証明書写し等入院日数の
   記載された病院が発行した書類……1通
4. 結婚祝金請求の場合
   結婚招待状または婚姻届受理証明書等の
   公的資料……1通
5. 出産祝金請求の場合
   出生届受理証明書の写しまたは
   母子手帳の写し……1通

21. 保険金をお支払いできない場合

1. 死亡保険金について
   イ. 加入日から1年以内の自殺
   ロ. 死亡保険金受取人の故意
   ハ. 保険契約者の故意
   ニ. 戦争その他の変乱
   ホ. 加入の際、被保険者が故意また重大な過失により、事実を告げなかったり不実のことを告げたとき
2. 高度障害保険金について
   イ. 被保険者の故意
   ロ. 保険契約者の故意
   ハ. 高度障害保険金受取人の故意
   ニ. 戦争その他の変乱
   ホ. 加入の際、被保険者が故意また重大な過失により、事実を告げなかったり不実のことを告げたとき
3. 加入店がチェーン店でなくなったのちに、
   14. 15. 16. 17. の事由が発生したとき。
4. 加入者本人とチェーン店との雇用関係が
   失われたのち14. 15. 16. 17. の事由が発生したとき。
5. チェーン店または加入者が脱退したのちに
   14. 15. 16. 17. の事由が発生したとき。

22. 権利の保護

加入者が保険金請求権を他人に譲渡し、またはこれに担保権を設定してはならないものとします。

23. 保険料の払込み

お納めいただいた加入料は、この制度のための保険契約の保険料としてパナソニックEW社を通じて保険会社に一括して払込まれます。

24. その他

その他、この規定に定められていない事由については、そのつど当事者が協議して決定します。

25. 既定の変更

この規約は社会情勢の変動、その他、重大なる事由が発生した場合には改廃することがあります。

別 表 1

（1口あたり）

種別	等級	給付事由	給付額
高度障害保険金	第1級	1．両眼の視力を全く永久に失ったもの 2．言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3．中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4．胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 5．両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6．両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7．1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 8．1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100万円

別 表 2

入院お見舞金（円）					年間限度額
入院日数		5日~29日	30日~59日	60日以上	
加入口数	1口	30,000	50,000	70,000	14万円
	2口	35,000	55,000	75,000	15万円
	3口	40,000	60,000	80,000	16万円
	4口	45,000	65,000	85,000	17万円
	5口	50,000	70,000	90,000	18万円